

古田史学の会・東海

# 東海の古代

第121号 平成22(2010)年9月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

## 「二倍年齢」について

名古屋市 石田敬一

### 1 記紀の天皇崩御年齢

最近長寿の方の所在が分からなくなっているとのニュースが流れ、世間を騒がしています。中には、徳川時代に誕生した人の戸籍が抹消されずに残っていた事例もありました。

また、記録上の最高齢は、存命であれば125歳との報道もありました。とすると、高齢者は一般的に100歳以上の方を呼ぶようですので、長寿というのは、現代では、120歳程度となるのでしょうか。

一方で、日本人の寿命は、平成21年の簡易生命表によると、男性が79.59歳、女性が86.44歳であり、人生80年と呼ぶのにふさわしいと思います。

現代の状況は以上のようなようですが、古代の状況はどうでしょう。

40歳から50歳が古代の一般的な寿命と考えられることから、『魏志』倭人伝に記された倭人の年齢、「百歳あるいは八、九十歳」とは、2倍の年齢を記述していることとなります。現在では一般的に80歳くらいの寿命に対して、長寿の者は、120歳ほどですから、おおむね1.5倍の年齢となります。これと同様に古代における長寿の年齢の最大値を推測すれば、50歳の1.5倍の75歳ほどであろうかと思えます。

そこで、記紀に記された天皇の崩御年齢が7

5歳を越える場合は、「二倍年齢」の可能性が高いと考えて、次表のとおり整理しました。

この表を眺めると、第3代安寧と第14代仲哀、第17代履中、第18代反正、第20代安康そして第22代から第25代を除いて、神武から継体までは、古代の長寿と考えられる75歳を記紀のどちらかで大きく越えていますので、「二倍年齢」の可能性が高いと考えてよいと思います。

特に、継体は『日本書紀』では82歳となっている一方で『古事記』が43歳とほぼ半分になっているので、継体までは「二倍年齢」であったか、少なくとも普通年齢と「二倍年齢」が混用されていた可能性が高いように思います。

宣化の73歳や推古の75歳は、微妙なところですが、75歳を大きく上まわる年齢ではなく、また『古事記』に没年齢が記述されていないため、「二倍年齢」であったかどうか判定が難しいので、可能性は小さいとしましょう。

こうした天皇の崩御年齢を考慮すると、継体あたりまで「二倍年齢」が使われていたとするのが妥当であろうと思われます。古田武彦氏は『失われた九州王朝』（ミネルヴァ書房、2010年。）で、「二倍年暦はどこで終わる？」と小見出しを付けて、「二倍年暦」は『日本書紀』で継体の頃までで、「古事記」では雄略の頃までであろうと述べられています。

『紀』では応神(百十歳)、『記』では雄略(百二十四

歳)まで続いていることは確実だ。しかし、実は『紀』の方では継体まで続いているとみられる。なぜなら、『記』の方が四十三歳となっており、『紀』(八十二歳)の約半分だ。(…中略…)

このことは、『記』ではここにおいて一倍年暦に変化していることを示している。

(『失われた九州王朝』P112)

代	天皇名	崩御年齢		二倍年齢の可能性
		古事記	日本書紀	
1	神武	137	127	○
2	綏靖	45	84	○
3	安寧	49	57	
4	懿徳	45	(77)	○
5	孝昭	93	(114)	○
6	孝安	123	(137)	○
7	孝霊	106	(128)	○
8	孝元	57	(116)	○
9	開化	63	115	○
10	崇神	168	119	○
11	垂仁	153	140	○
12	景行	137	106	○
13	成務	95	107	○
14	仲哀	52	52	
15	応神	130	111	○
16	仁徳	83	143	○
17	履中	64	70	
18	反正	60	—	
19	允恭	78	—	○
20	安康	56	—	
21	雄略	124	62	○
22	清寧	—	若干	
23	顕宗	38	—	
24	仁賢	—	—	
25	武烈	—	57	
26	継体	43	82	○
27	安閑	—	70	
28	宣化	—	73	
29	欽明	—	若干	
30	敏達	—	48	
31	用明	—	48	
32	崇峻	—	—	
33	推古	—	75	

注 ( ) は神皇正統録による。

ここで、古田氏が言う「二倍年暦」と、私が主張する「二倍年齢」は、ともに歳の数え方について、1年で2歳をカウントする点は変わらないように思います。ただ、古田氏は暦の体系上でも現在の1年をこの頃は2年と数えると考えておられるようです。

『「邪馬台国」はなかった』(ミネルヴァ書房2010年)の322ページから323ページにかけて「一年に二回歳をとった倭人」と小見出しを付けて、古田氏は次のように考え方を示されました。

それは裴松之が倭人伝中に引用した、『魏略』のつぎの記事である(紹熙本による)。

魏略に曰く「其の俗、正歳四節を知らず。但<sup>ただ</sup>春耕・秋収を計りて年紀と為す」

(正歳は陰暦の正月、四節は暦の上の春夏秋冬をさす。つまり正歳四節とは陰暦の体系をさしている。)

この文章は、すなおいに理解すれば、倭人は「春耕」と「秋収」の二点を「年紀」とする、つまり「一年に二回歳をとる」という意味だ(安本美典『邪馬台国への道』もこの理解にふれている)。

継体の時代は、古代逸年号の始まりの時期と合致します。古代逸年号は普通暦ですので、6世紀の初めあたりまでは「二倍年齢」であった、若しくは普通年齢と混用されていたと考えて良さそうです。

## 2 「二倍年暦」、「二倍年齢」に関する私の考え

「二倍年暦」、「二倍年齢」についての私の考えは、日本の古代では、ある時期まで現在の1年を2年と数える暦法の「二倍年暦」であったが、中国の暦法を受け入れてからは、現在と同じように普通の年暦になったものの、人の年齢だけは、それまでの慣習どおり1年で2歳を数える方法を変えなかった。

つまり、中国の暦法を受容してから、日本独自の年号が成立するまでの長い間、暦法は中国と同じ1年を1年と数えたが、歳の数え方は1年で2歳を数える「二倍年齢」の時代が続いたとする考えです。

これに類似すると考えられる状況は、尺貫法しやつかんぼうに見られます。前漢末(紀元前)に中国を発祥

とししやくきんほうた尺斤法は、長さの単位を尺、質量の単位を斤とするもので、中国の影響を受けた日本、朝鮮など東アジア一円で使われました。日本では独自の進化を遂げ、通説では6世紀初めには質量の単位を「貫」とし、尺斤法から尺貫法になったと考えられています。

ただ、日本では、その「貫」以前から「匁」の単位が用いられていたようです。日本は、中国から尺斤法を導入したものの、それまで使われていた「匁」を続けて使ったのではないかと思います。

というのも、近代において、日本は明治19年(1875年)にメートル条約に加盟しましたが、明治24年(1891年)に成立した度量衡法どりようこうぼうでは、メートル法に単位を統一せず、尺貫法とメートル法の二元的な単位体系を取っていました。そして、この法律では、むしろ尺貫法を原則としていたようです。その後、昭和4年制定の計量法では、尺貫法を廃止し、尺貫の使用に罰則規定が設けられましたが、80年経過した現在でも、一升瓶、坪単価、四寸柱、五間間口、8畳間など、尺貫法による単位は様々なところで使われ続けています。

このように一度根付いた単位は、法律が成立しても、実態はなかなか変わりません。真珠の重さについては、匁の単位を正式にするなど、部分的には旧単位の使用が認められているという歴史的経緯があります。

歳の数え方も、こうした旧単位の使用が続けられた状況に似ていたのではないかと私は推察するものです。

### 3 「二倍年齢」の始まり

「二倍年暦」から普通暦に替わったのが、いつであったのか、確からしいことは言えませんが、倭国が中国の暦を受容するようになった時期は想定できます。そして、その中国の暦を受容した段階で、「二倍年暦」から普通暦になった可能性が高いと思われます。ただ、人の年齢だけは、これまでどおり1年で2歳を数える方法を変えなかった。それが「二倍年齢」の始まりではないかと考えます。

では、その時期はいつになるのでしょうか。

増田修氏は、「倭国の暦法と時刻制度」(『市民の古代』第16集、1994年、市民の古代研究会編)186ページにおいて、倭国の暦法について次のとおり示されます。

それでは、倭国が中国の暦を受容するようになったのは、いつ頃からであろうか？

『二中歴』にいう「年代歴」は、倭国年号(九州年号)を年代記の形で所載した文献としては、最古のものである。<sup>(24)(25)</sup>「年代歴」の冒頭には「年始、五百六十九年内三十九年、号無く支干を記さず、其の間縄を結び木を刻み、以て政を成す」とある。続いて、「継体五年元丁酉<sup>(26)</sup>」から始まり、「大化六年乙未<sup>(27)</sup>」に終る年譜が記されている。年譜には、結縄刻木が止められたのは、明要元(五四一)年辛酉とある。

そうすると、倭国の「年代歴」の年始は、「継体元(五一七)年丁酉」から遡る五六九年、すなわち前五二年である。古田武彦は、この年が天孫降臨による倭国建国の年であるという。<sup>(28)</sup>それから三十九年間、前一三年までは、結縄刻木により政治を行ない、無号不記支干であった。前一三年から五一七年までの間は中国年号・干支を用いた。そして、五一七年から倭国年号・干支が制定施行され、大化六(七〇〇)年まで続いたのである。

#### 注

(24) 丸山晋司『古代逸年号の謎』、一九九二。

(25) 古田武彦「独創の海」(『合本市民の古代』一、一九八八)。

(26) 「継体五年元丁酉」は、年号「継体」は、元年から五年まで続き、元年は丁酉(五一七)年であることを示している

(27) 「大化六年乙未」は、年号「大化」は元年から六年まで続き、元年は乙未(六九五)年であることを示している。

(28) 古田武彦「朝日文庫版あとがきに代えて — 補章 九州王朝の検証」(『失われた九州王朝』、一九九三)。

私は、この増田修氏の見解「前13年から517年までの間は中国年号・干支を用いた」に従おうと思います。

つまり、日本の「二倍年暦」の時代は、前12年までであり、その後、前13年から517年までは普通暦で「二倍年齢」の時代が続いたのではないかと考えます。そして、『二中歴』や古賀達也説によれば、古代逸年号(九州年号)の始まりは、継体元年(継体天皇十一年)、西暦517年からですから、この517年以降は、現

代と全く同じで、普通暦であって、かつまた一倍年齢に統一されたのではないかと思います。

#### 4 「二倍年齢」の傍証

##### (1) 傍証その1

前13年から517年までの間が「二倍年齢」とする私の推測の根拠として、以前にも述べた『魏略』脚注の「不知正歳」の記述があります。

『三國志・東夷伝』の『魏略』脚注に

其俗不知正歳四節但計春耕秋收爲年紀

とあります。倭人は正しい歳を知らず春耕と秋収で年紀を為すと書かれています。

「年紀」には、

①「年、年代」という意味と、

②「年齢」という意味

があります。ここでは「年紀」の前に「不知正歳」とあるように年齢を表す「歳」の字を使っていることから、私は、この「年紀」は②の年齢のことを指していると思います。つまり、この文章は、倭人は、中国から見ると正しい年齢や四節を知らず、そして春耕と秋収で年齢を数えるという意味であると思います。すなわち「二倍年齢」ではなく「二倍年齢」と呼ぶのが相応しいのではないかと思います。

また、『三國志』は、中国の後漢末期から三国時代、二世紀末から三世紀末ごろのことを記述しており、『魏略』も魏の時代のことであるから、概ね三世紀のことと考えて良いでしょう。となるとこの「不知正歳」の記述は、私の言う「二倍年齢」の期間である前13年から517年までの内にあり、齟齬がないように思います。

##### (2) 傍証その2

倭の五王の時代は、普通暦を使っていたと考えられます。

倭の五王の時代、5世紀は、中国（南朝の東晋、宋）の冊封体制に倭は組み込まれ、さかんに中国に朝貢して將軍の肩書きを求めます。中国南朝との外交を通じて、中国暦の受容は重要な要素であったことでしょう。

そして倭は中国の暦に従い、外交上の活動を行っていたと想像されます。冊封体制に組み込まれた中国周辺の国々と同様に、中国の暦に従わないと都合が悪いし、様々な祭事を伴う外交

は難しいと思います。

中国の暦は普通暦ですから、従ってこれを受容した倭は、暦法は普通暦を使用していたと考えられます。

なお、倭の五王の年齢については、具体的な記述がないので二倍になっているかどうかは残念ながら不明ですが、先に示したとおり、5世紀の天皇の崩御年齢は明らかに二倍です。

#### 5 日本の暦法

日本に暦法が伝えられたのは、先に示した古代逸年号が始まった頃とすれば、導入時期は517年ということになりましょう。

区分	暦法	西暦	国名
南朝	元嘉暦	445 - 509年	劉宋・南齊・梁
	大明暦	510 - 589年	梁・陳
北朝	三紀暦	384 - 517年	後秦
	玄始暦	412 - 439年	北涼
			452 - 522年

中国の南北朝の時期は439年から589年までで、この時期、倭は南朝を中国の代表と考えていましたので、これに習って南朝（宋、齊、梁、陳）の知識をとり入れたことと思います。そして、中国（宋）では元嘉二十二年（445年）から天監八年（509年）まで元嘉暦が用いられました。したがって、日本に導入された暦法は、元嘉暦であるか、若しくは、510年から589年まで使われた大明暦が想定されます。

ところが、2003年に奈良県明日香村の石神遺跡から、持統天皇三年（689年）の三、四月の元嘉暦に基づく暦を記した木簡が発見されました。この発見と、書紀の持統天皇六年（692年、持統天皇四年説もある）に、元嘉暦と儀鳳暦の並用を始めたとあることを、考古学、古代史学の両面から考え合わせると、持統天皇六年（692年）以前から、すでに元嘉暦が使われており、この書記の記述は、692年から元嘉暦とともに新しい儀鳳暦を試行しようとした内容であると考えられます。

従って、517年に導入されたのは元嘉暦の可能性が高く、少なくとも7世紀末までは元嘉暦がずっと継続して使われていたと考えて間違

いないでしょう。

なお、推古天皇十年(602年)に百済の僧<sup>かんろく</sup>觀勒が曆本を献じ陽胡史祖玉陳が曆法を習う記事がありますが、どのような曆法であったかは記載がありません。

<持統四年(六九〇)十一月甲申條>

甲申。奉勅始行元嘉曆与儀鳳曆。

<推古天皇十年(六〇二)十月條>

冬十月。百済僧觀勒来之。仍貢曆本及天文、地理書。并遁甲、方術之書也。是時選書生三四人。以俾學習於觀勒矣。陽胡史祖玉陳習曆法。大友村主高聰学天文、遁甲。山背臣日並立学方術。皆学以成業。

## 6 菩提達磨大師は「二倍年齢」

「二倍年曆」については、古賀達也氏が「新・古典批判『二倍年曆の世界』③」(『古田史学会報』53号、2002年12月)において、『管子』『列子』『論語』『礼記』などにその片鱗が記述されていると指摘されています。しかしながら二倍の年齢と確定するには、少し若い年齢、具体的には75歳以下の事例も混じっているようです。

75歳を越えていれば、「二倍年齢」であることはまず間違いなく言えると私は考えています。

さて、私の父方の宗派は、臨濟宗最大の宗派、妙心寺派です。大変お金がかかることで、よく知られています。また、臨濟宗の宗門は、禪宗で、その開祖である菩提達磨大師は、縁起物の玩具である達磨<sup>だるま</sup>さんとして一般によく親しまれています。

この達磨さん、菩提達磨大師は、南インドの王国の第3王子として生まれ、5世紀後半から6世紀前半に中国で禪宗を広めた高僧といわれています。

達磨の亡くなった時期については、異説が多くあります。『祖堂集』『景德傳灯録』『参天台五台山記』では、太和十九年(495年)とされます。また、『景德傳灯録』『五燈会元』では、魏の莊帝の永安元年(528年)や梁大通二年(5

28年)とされ、後世の史伝一般では東魏文帝大統二年(536年)とされます。

<道原『景德傳灯録』(下線は石田による)>

以化縁已畢傳法得人。遂不復救之端居而逝。

即後魏孝明帝太和十九年丙辰歲十月五日也(依續法記。)

則十月五日乃孝莊帝永安元年。即梁大通二年戊申歲。其年即明帝武泰元年也。二月明帝崩。四月莊帝即位。改元建義。

至九月又改永安也。後云。汝主已厭世。謂是歲明帝崩也。據傳燈云。丙辰歲即東魏文帝大統二年。西魏靜帝天平三年。梁大同二年。與厭世之說全乖也。又太和十九年。乃後魏文帝時。即南齊明帝建武二年乙亥歲。

殊相遼鯛。其年十二月二十八日葬熊耳山。

起塔於定林寺。後三歲魏宋雲奉使西域迴。

<大川普濟『五燈会元』>

達磨、魏の莊帝の永安元年戊申十月五日、端居して逝く。其の年十二月二十八日、熊耳山に葬り、塔を定林寺に起つ。

そして、『洛陽伽藍記』には、達磨が中国の永寧寺に来たとき、「百五十歳になるまで様々な国を渡り歩いたが、永寧寺にこのような美しい寺の塔があるとは知らなかった」とあり、自称150歳であったことを伝えています。

また、『二入四行論』の達磨の伝記には「後魏の第八主孝明帝の太和十九年(五三六)、世寿百五十歳で熊耳山に葬られた」とされます。

以上のことから、達磨は、いずれにしても5世紀末から6世紀初めの頃、陰曆の10月5日に150歳で遷化<sup>せんげ</sup>し、河南省三門峡市の熊耳山の麓<sup>じょうりんじ</sup>の定林寺に葬られたということです。

この達磨の遷化が150歳であるとする、通念では、生存不可能で、ありえない寿命になってしまいます。それで一般には、伝説であつて事実ではないと片付けられていますが、これを古田武彦氏が提唱し古賀達也氏が具体的に示されてきた1年を2歳と数える「二倍年曆」であるとすれば、150歳の半分の75歳であり、

長寿であったとされる達磨の亡くなった年齢に実在性が感じられます。

達磨の歳は「二倍年齢」であった可能性が高いと考えてよさそうではないでしょうか。

この5世紀末から6世紀初めの頃は、とりもなおさず、私の言う「二倍年齢」の時期にあたります。

となると、インドでも「二倍年齢」の時期があったのではないかという問題が生じます。これについては、古賀達也氏が、「仏陀の二倍年暦」(『古田史学会報』51号、2002年8月)で取り上げられています。

(前略)

今、問題となるのは仏陀の時代の人の寿命が、多くは百歳以下で百歳以上は希であるという仏陀自身の発言である。これが一倍年暦であれば高齢化社会と言われる現代日本以上の超高齢化社会となってしまうが、二倍年暦であれば「五十歳以下」ということになり、古代人の寿命としては極めてリーズナブルである。こうした仏陀の言葉とそれを伝えてきた弟子達を信じる限り、先の法華経の分析でも述べたように、仏陀の時代のインドでは二倍年暦が使用されていたと考えざるを得ないのである。

(中略)

この他にも『長阿含経』には次のような注目すべき年齢表記がある。

「是の時、拘尸城の内に一梵志有り、名づけて須跋と曰う。年は百二十、耆旧にして多智なり。」(巻第四、第一分、遊行経第二)

「昔、此の斯波醯の村に一の梵志有りき。耆旧・長宿にして年は百二十なり。」(巻第七、第二分、弊宿経第三)(注11)

初めの文は最後の仏弟子、須跋(スバツダ)の記事であるが、共に百二十歳の老人(耆旧)に関するものだ。これらも二倍年暦で理解すべきものであり(一倍年暦の六十歳に相当)、『長阿含経』は二倍年暦で基本的には祖述されると判断できる用例と言えよう。更にここで注目すべきは、この「耆旧」という言葉(漢訳)だ。老人を表す漢字はいくつか存在するが、この「耆」という字以外にも「耄」「耄」そして最

も一般的な「老」がある。そして、それらの意味は次のように説明されている。

「耆」 六十歳の称。また、七十歳以上の称。

「老」 七十歳の老人。あるいは五十歳以上をいう。

「耄」 八十歳の称。また、七十歳、または六十歳という。

「耄」 九十歳の称。また、八十歳、または七十歳ともいう。

(新漢和辞典による。大修館)

このように、それぞれ複数の意味を有しているが、今問題としている「耆」の第一義は六十歳とされていることは注目されよう。すなわち、『長阿含経』を漢訳した竺仏念らは、二倍年暦を知っていて、百二十歳の老人に対して、老齢を意味する数ある漢字の中から一倍年暦に換算した上で、六十歳の意味を持つ「耆」の字を選んだのではないか。この可能性である。わたしには偶然とは思えない漢訳者の意志を感じるのだが、いかがであろうか。

ちなみに、竺仏念と共に漢訳に携わった仏陀耶舎はカシミール、あるいはガンダーラ<sup>じくぶつねん</sup>の出身とされているが、同地方には仏陀以後も永く二倍年暦の習慣が残っていたのではあるまいか。そうすれば、仏陀耶舎は二倍年暦の存在を知悉した上で、当時既に一倍年暦であった中国に伝えるため、漢訳にあたり、「耆」の一字を選び抜いた、その可能性を無視できないように思われるのである。

古賀達也氏が示されたとおり、紀元前数百年の仏陀の頃から、5世紀初めの竺仏念や仏陀耶舎の頃まで「二倍年暦」若しくは「二倍年齢」が使われていた可能性があります。

古賀氏が示された例はカシミールやガンダーラということで、北インド地方であり、達磨の出身の南インドとは異なりますが、どちらにしてもインドには、年齢を1年で2歳と数える地方があったことが想像されます。

とすれば、倭において、前13年から517年までは普通暦で「二倍年齢」の時代が続いたとする私の考えも全く途方もない話ではないと思うのですがいかがでしょう。

## 8 「二倍年齢」のまとめ

私の思考を再度とりまとめると次のとおりです。

- (1) 紀元前の日本には「二倍年暦」の時代があった。(紀元前12年まで)
- (2) それが中国の暦を受容してからは、一年を一年とカウントする普通暦になった。
- (3) しかし人の歳の数え方は慣習に従って一年で二歳と数え、従来どおり使っていた。(紀元前13年から紀元後517年まで)
- (4) 『三國志・東夷伝』では、この「二倍年齢」について、特異な事であるとして『魏略』脚注に「其俗不知正歳四節但計春耕秋収爲年紀」と特記した。
- (5) 倭の五王の5世紀の時代は、中国の暦法に基づいて外交を行っていた。
- (6) インドにおいても紀元前から少なくとも5世紀まで「二倍年暦」若しくは、「二倍年齢」の時代があった。(一倍年齢との混用も可能性はある。)
- (7) その後、日本では6世紀初めに元嘉暦を導入し、日本の暦として定めるとともに、独自の年号(古代逸年号)を定めた。

これを機に「二倍年齢」を止め、普通暦でかつ一倍年齢つまり「一倍年暦」にした。

すなわち、紀元前13年から517年までは、暦は普通暦、年齢は「二倍年齢」であったとする仮説です。この仮説は、古代の天皇の長寿について比較的うまく説明できるとともに、倭の五王の時代背景などともマッチするのではないかと思います。

### 「ひろば」での原稿募集

エッセー、紀行文、各地の遺蹟・探方記事、書物の感想など何でも結構です。

また、古代史の研究の「ヒント」なる事項などは大歓迎です。

115号(平成22年3月)に引き続いて、林伸禧氏の「古代逸年号資料」を掲載します。

- 1 はじめに
- 2 古代逸年号の採集
- 3 古代逸年号採集の参考書物
- 4 古代逸年号資料
  - (1) 『群書類従』編
  - (2) 『全国神社名鑑』編
  - (3) 『全国寺院名鑑』編
  - (4) 『全日本仏教全書』編
  - (5) 『山岳宗教史研究叢書』編
  - (6) 『神道大系』編
  - (7) 『大日本地誌大系』編
  - (8) 『史籍集覧』編

## 古代逸年号資料(9)

瀬戸市 林 伸禧

### 4 古代逸年号資料

- (9) 『国史大系・岩波大系本\*1・日本古典全集』編

#### ア 採集文献

『国史大系』は明治時代から数回出版されているが、採集したのは昭和年代に出版された第3次新訂増補国史大系本である。なお、明治時代出版の『国史大系・続国史大系』(32冊)は、国立国会図書館の電子図書館(近代デジタルライブラリー)に画像がアップされているので、インターネット上で閲覧できる。

『日本古典文学大系』に登載されている文献は、『万葉集』を除いて以前報告した『群書類従』等の全集にすべて重複していた。ただ、底本は同一か否かは確認していない。

『日本古典全集』については、復刻版の『覆刻 日本古典全集』を対象とした。ところで、『塵添壘囊抄』(『大日本仏教全書』に所収)は『壘囊抄』に『塵袋』の一部を抄出して両書を合わせたものである。また、『続教訓抄』と『体源抄』に同一内容が記載されているが、成立年代は『続教訓抄』の方が古い。

\*1 岩波大系本：岩波書店発行の『日本思想大系』・『日本古典文学大系』・『新日本古典文学大系』をいう。

## イ 国史大系本

### (ア) 『日本紀略』\*1 弘仁元年九月條

丙辰。詔曰。飛鳥以前。未有年號之目。難波之御字始頭大化之稱。云々。宜改大同五年爲弘仁元年。(日本後紀卷廿所引)

(『国史大系』第10卷、『日本紀略』・前編294頁)

の「飛鳥」について

① 江戸時代の逸年号記載文献では「朱鳥」としている。

・今井似閑著『万葉緯』(享保2<1700)年の欄外頭注

大同五年九月戊戌朔辰詔曰朱鳥以前未有年號也難波御字始頭大化之稱云々宜改大同五年爲弘仁云年日本紀略

(万葉集古注釈大成『万葉緯』696頁)

・谷川士清著『日本書紀通證』(宝暦2<1752)年の大化元年の注釈

……日本紀略弘仁詔云朱鳥以前未有年號之目難波之御字始頭大化之稱……

(『日本書紀通證』三、1634頁)

・鶴峯戊申著『襲國偽僭考』(文政3<1820)年)

日本紀畧。嵯峨天皇大同五年九月丙辰詔曰。朱鳥以前未有年號之目難波之御字。始頭大化之稱とも見えたり。

(『やまと叢誌<襲國偽僭考>』三、55頁)

② 『日本紀略』で所引きしている『日本後紀』では

十九 丙辰。詔曰。皇極以前。未有年號之目。難波之御字始頭大化之稱。

(『国史大系』第3巻、『日本後紀』90頁)

と記載されている。また、頭注での原文校訂が記述されていないので、原文は「飛鳥」と思われる。

また、「飛鳥は皇極」、「難波は孝徳」と指すと、わざわざ側注で記述している。

③ 『日本逸史』\*2 では

丙辰。詔曰。飛鳥以前。未有年號之目。難波之御字始頭大化之稱。宜改大同五年爲弘仁元年。日本紀略

(『国史大系』第8巻、『日本逸史』161頁)

と記載されているが、頭注で

飛、原作朱、據後記紀略改

と記述している。すなわち、原文は「朱鳥」であるが、『日本後紀』・『日本略記』では「飛鳥」と記載されているので、「飛鳥」に校訂したとの事である。

『日本逸史』の著者鴨祐之も江戸時代の人である。江戸時代の文献では「朱鳥」と記載されている『日本紀略』から引用したと思われるが、その文献は不明である。

(イ) 『愚管抄』(国史大系・日本古典文学大系本)の文武天皇條

大化三年<sup>元年戊戌</sup>二月為東宮

について

① 持統天皇條で「大化四年<sup>元年乙未</sup>」及び「大化三年二位を東宮に譲りタテマツリテ、……」から大化三年は「丁酉」年である。なお、『皇代記』では、大化は4年としている。

② 文武天皇が「大化三年二月に東宮となり同年八月に即位」としている文献は、『扶桑略記・簾中抄・皇代記・皇代略記』等である。

また、『日本書紀』の持統十一年條で

二月丁卯朔甲午、以直廣壹當麻真人國人、為東宮大傳。直廣參路真人跡見為東宮大夫。

八月乙丑朔、天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子。

と記載されている。時期は明確であるが、皇太子名が記載されていない。

③ 文武天皇條の

大化殘一年。無年号三年。大寶三年。<sup>元年辛丑。</sup>

から大化殘一年は丁酉年(大化元年は乙未)となる。

なお、持統天皇條の大化は4年とすると、『皇代記』の「大化殘二年。無年号二年。大寶三年。慶雲四年」と同文である。

④ 以上から次の2案が考え得る。

・「大化三年<sup>元年乙未</sup>二月為東宮」の誤りとする。

・「元年戊戌」を中心に考えると、持統天皇條の「大化四年<sup>元年乙未</sup>」と文武天皇條の「大化殘一年。無年号三年。大寶三年。<sup>元年辛丑。</sup>」

\*1 日本紀略：平安時代に編纂された歴史書で、六国史の抜粋と、六国史以後後一条天皇までの歴史を記す。範囲は神代から長元9年(1036年)まで。編者不詳。漢文、編年体、全34巻。(「ウィキペディア」による)

\*2 日本逸史：江戸時代に成った歴史書。『日本後紀』の欠をおぎなうべく、『類聚国史』、『日本紀略』、『類聚三代格』、『政事要略』その他の記事を、延暦11年以降天長10年まで、原文のまま、編年体で記述している。40巻。(「ウィキペディア」による)

から大化四年<sup>文武元年戊戌</sup>となり、文武天皇即位年に1年のずれがある。

なお、持統天皇讓位年（丁酉）までを持統紀とすれば、文武元年は戊戌年となる。

⑤ 「元年戊戌」は、「元年乙未」か「文武元年戊戌」かのいずれかに思えるので、「戊戌」は大化元年干支としては掲載しないこととする。

#### (ウ) 『水鏡』持統天皇条

丁亥ノ年ヲ朱鳥元年トシテ。第四年二位ニ付給て。世ヲ知給事十年也

について

『流布本水鏡』では

丁亥の年を元年として第四年に位につき給て。世をしり給こと十年なり。

と記述して「朱鳥」を削除している。

また、『日本書紀』・『皇代記』等では朱鳥元年は前年の丙戌年としている。

1年ずれる事となるので、「朱鳥」を削除したのか？。または、持統元年丁亥、持統四年即位から朱鳥元年は誤りとしたのか？。

#### (I) 『吾妻鏡』文治三年十二月條

天武天皇御宇二年八月。帝遷坐野上宮給之時。

自鎮西獻三足赤色之雀。仍改元爲朱雀元年。

明年三月。自備後國獻白雉。又改朱雀二年。爲白雉元年。

同十五年。自大和國進赤雉之間。改年号爲朱鳥元年。

について

年号が、「朱雀→白雉→朱鳥」と改元されたと記載されている。「白雉」は「白鳳」の誤りと思うが、他の文献に同様な事例があるかを確認の上、訂正する予定である。

また、朱雀・白雉改元年に1年のずれがある。

#### ウ 覆刻日本古典全集中

#### (ア) 『壺囊抄』卷十四【十二】道昭法師

孝徳天皇第九白雉四年〔癸巳〕五月奉勅到長安謁玄奘習此宗唐高宗代永徽四歳〔癸巳〕也。

について

孝徳天皇九年白雉四年及び永徽四年の年干支は「癸丑」であるので、「癸巳」は「癸丑」と訂正する。

## 「日出処の天子」の意味するところ

知多郡阿久比町 竹内 強

昨年、本会で発行した『古代への碑』に、私は「二人の天子と仁王経」という一文を投稿した。

この文の中で『隋書』倭国伝に登場する王「多利思北孤」が、隋の煬帝に送った国書の中で「日出処の天子」「日没処の天子」という言葉を使用している。

定説では、聖徳太子が隋に対して対等な外交的立場で文書を送った国書と理解している。

また、九州王朝説を称える人の中にも、九州王朝の王「多利思北孤」が、南朝系の「陳」を倒し中国を統一した北朝系の「隋」に対して、既に南朝の冊封体制から離脱していた倭国が対等の立場から国書を送ったと考えている人も多いと思われる。

私は、この国書のもつ意味はまったく違う意味を持っているものと理解している。それは「日出処の天子」「日没処の天子」の言葉の中にある。

『大智度論』という仏典には

如経中説、日出処是東方、日没処是西方、日行処是南方、日不行処是北方。

(経の中に説けるが如し、日出る処はこれは東方なり、日没する処はこれ西方なり、日行く処はこれ南方なり、日行かざる処はこれ北方なり。)

(『大正新脩 大蔵經』25、『大智度論』巻10)

要は、「東方の天子」「西方の天子」ということであるが、それはそれだけではない。私は、多利思北孤が『大智度論』を知っているぞというメッセージで、それだけ仏教に造詣が深いと主張していると思うのである。

では、天子とは何か。中国では、殷・周・春秋・戦国時代から、君主は「王」さらには「天子」と称した。「天子」とは、万物を支配する「天」(擬人的には「上帝」「昊天上帝」などと表現する)の命を受けて人民を統治するという意味の言葉である。このような、「天」の命を受けた人物が君主となって、「天下」の人民を統治すると考える政治思想を「天命思想」と呼んでいる。

多利思北孤が、煬帝に送った国書の「天子」

は「天命思想」でいう「天子」ではないと思う。なぜか、「天命思想」での「天子」は一人であるが、国書では複数の天子が存在するから、仏教上の「天子」であるからである。

多利思北孤は、仏教についてここまで理解していると主張していると思うのである。

国書は、煬帝に対して同じ仏教徒の国王として友好関係を築こうというメッセージと、併せて倭国は隋に負けない仏経国家であると述べているのだと思う。

多利思北孤の都とするところは「チクシ」、漢字で書けば「竺志」。その意味は「仏教をこころぎす」なのである。これほどの地名を持つ都は他にないのではなかろうか。同時に近畿大和の聖徳太子の書いた国書ではないことの証明である。

## ひろば

### 小さな普及活動

名古屋市 石田敬一

2010年になって古田武彦氏の著作である三部作、『「邪馬台国」はなかった』、『失われた九州王朝』、『盗まれた神話』と『邪馬壱国の論理』の復刻版がミネルヴァ書房から発刊されました。

これらのオリジナルは、発刊が古いため、図書館では保管庫に管理され一般の書棚では見かけなくなっていました。

古田武彦氏の中心的な著書について目に触れることが少なくなり、古田史学を普及していくには、大きなマイナスでした。

私が最初に古田武彦氏の図書に巡り会ったのは、家の近所の図書館にあった『古代は輝いていた I、II、III』であり、それがきっかけで、古田史学を知り、それまで以上に古代史に興味を持ちました。ですから、図書館に古田武彦氏の主要な著書が並んでいることは、古田史学の普及のために、たいへん重要だと思います。

そんなことを考えていたところ、古田史学の

会・東海の例会で会員の大西氏が図書館へ行っては、復刻版の購入希望を出していると聞き、小さな事だが、すぐに出来るとても大切な普及活動ではないかと思い、私も早速近くの図書館に出かけました。

先週、図書館から『「邪馬台国」はなかった』を購入したとの連絡が入り、小さな普及活動の第一歩を始めることができたのではないかと喜んでいきます。

この本を図書館で読んで、古田史学に関心を持ってくれる人が増えることを望んでいます。

ぜひ皆さんも近くの図書館に購入希望を出してください。一緒に小さな普及活動に取り組みましょう。

## 安本美典説の論評

瀬戸市 林 伸禧

石田敬一氏が本誌に安本美典説の論評を発表された。石田氏外にも論評された方がおられるので、それらを、別表「安本美典説論評及び安本美典氏反論」のとおり取り纏めてみた。

なお、別表以外にも論評を発表されているのご存じの方は、お知らせいただければ幸いです。

## 8月例会報告

### ○ <sup>かばね</sup>姓に関する私の疑問

瀬戸市 林 伸禧

石田敬一氏著「<sup>かばね</sup>姓に関する私の疑問」を読み上げ説明した。これは、石田敬一氏が例会に欠席されたが、問題提起として投稿されたものである。

天武天皇が天武十八年に制定された「八色の姓」についての六つの疑問点を列挙された。

そして、林は関連した次の資料を報告した。

- ・『続日本紀』卷三十二（宝亀四年五月条）に記述されている宿彌（足尼）についての記事
- ・「八色の姓」の制定は、九州王朝支配体制から

新興の大和朝廷の支配体制への移転処置の一 の「中村幸雄論集」から）  
つとした論文（ホームページ「新古代学の扉」

別表

### 安本美典説論評及び安本美典氏反論

番号	発表者	表 題	掲 載 雑 誌 ・ 書 物
1	出牛 昭	壮大な仮説の非科学性 －安本美典氏批判－	『東アジアの古代文化』 21号 1979（昭和54）年10月
	安本美典	歴史における「科学」とはなにか －出牛昭氏の批判に答える－	『東アジアの古代文化』 23号 1980（昭和55）年4月
	出牛 昭	古代史への「科学」の適用と限界 －再論・安本美典氏の“方法”批判－	『東アジアの古代文化』 26号 1981（昭和56）年1月
	安本美典	古代史研究における非科学的状況 －出牛昭氏に反論する－	『東アジアの古代文化』 28号 1981（昭和56）年7月
2	坂田 隆	誤用された数理統計学 －安本美典説批判－	『東アジアの古代文化』 35号 1983（昭和58）年4月
	安本美典	誤りにみちた批判に答える －坂田隆氏は数理統計学を理解されているか	『東アジアの古代文化』 38号 1984（昭和59）年1月
3	坂田 隆	『卑弥呼をコンピュータで探る安本美典説の崩壊』	1985（昭和60）年11月
	安本美典	Ⅲ 邪馬台国探求の方法 2 「絶対の真実」の強制	『虚妄の九州王朝』 1995（平成7）年4月
4	松中祐二	第一章 安本美典『古代天皇在位十年説』を批判する －「卑弥呼＝天照大神説」の検証－	古代史論集『「倭国」とは何か』 2006（平成18年）年12月
5	石田敬一	安本美典著『古代九州王朝はなかった』を読んで	『東海の古代』 113・114号 2010（平成22）年1・2月
6	石田敬一	安本美典著『邪馬一国はなかった』を読んで	『東海の古代』 115～117号 2010（平成22）年3～5月
7	石田敬一	邪馬台国東遷説批判	『東海の古代』 118号。 2010（平成22）年6月
8	棟上寅七	安本美典氏の「古代天皇平均在位年数論」批判	『東海の古代』 119号。 2010（平成22）年7月

注 坂田隆氏は、季刊『邪馬台国』にも安本美典説論評を投稿されているようだが、詳細は不詳である。

## ○ 伊勢湾・三河湾への海部族の伝播

知多郡阿久比町 竹内 強

伊勢湾・三河湾と北部九州玄海灘地方との関連性について、横穴式石室の分布や伊勢地方の海女と済州島の海女との関わり、篠島から発見された製塩土器と天草の製塩土器との共通性などを紹介した。

こうしたいくつかの実証例は、直接この地方（伊勢湾・三河湾）に5世紀中頃から海人族が黒潮によってやって来て、支配を広げていったのではないかと述べた。

## ○ 地名から考える歴史「第1回」（予告編）

半田市 土井真人

郡名について、特に分割されて「上下」に分かれたものを調べたところ、次の文献を図書館で見つけた。さらに調査が必要と感じ、本格的な発表は次回ということにして、今回は書籍の紹介とその概要を報告した。

書籍データ

市川東谿編『文政年間國郡全圖』

出版社：近藤出版社。

出版年月：1976年12月

〈天保8年刊の復刻版〉

解説：児玉幸多

この本は地図（地名の集積）であるが、郡名目録が収録されており、内容が示唆に富んでいると思われるので、冒頭のページのみを資料として配布し説明した。

- ・ 郡の読み方（時代は不詳）が振り仮名されていること
  - ・ 「市」字が「チ」と読まれていたこと
  - ・ 郡名における「上下」の位置が九州と近畿で異なること
- などを紹介した。

## ○ 「法興」年号について

瀬戸市 林 伸禧

「法興」年号について、過去に本誌・例会等で発表された内容を踏まえて、文献及び金石文について調査したので、その状況を報告した。

そして、「法興」年号の建元者は、多利思北孤

（九州王朝の王）とされているが、九州王朝の年号は『二中歴』に代表される年号群が存在する。「法興」年号は『二中歴』の年号と重複するので、一権力者に二種類の年号はあり得ないと考えている。

私案として、吉備王朝の年号と思われると述べた。

## 9月例会に参加を

日時： 9月12日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・ 地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・ 名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・ 市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「」 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「」 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・ 名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・ 鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

10月例会：10月17日（日）名古屋市市政資料館

11月例会：11月7日（日）日程変更を検討中

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

例会は、10月は**第3日曜日**、11月は**第1日曜日**（日程変更検討中）、です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。